

住宅・土地税制】

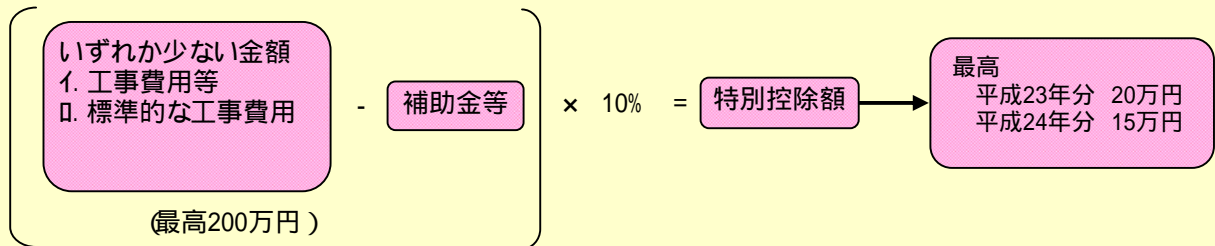
[] 既存住宅の改修工事等の改正

(1) 既存住宅の特定の改修工事をした場合

既存住宅にかかる特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の見直しがおこなわれ、その適用期限が2年延長され、平成24年12月31日までとなりました。

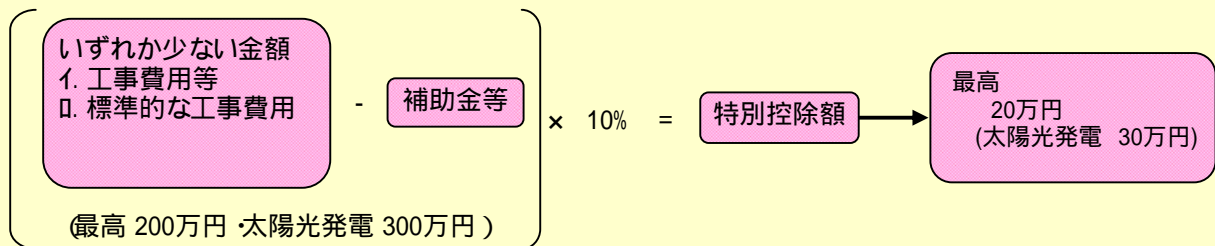
バリアフリー改修工事

既存住宅のバリアフリー改修工事に係る税額控除額の限度額が引き下げられることとなりました。



省エネ改修工事

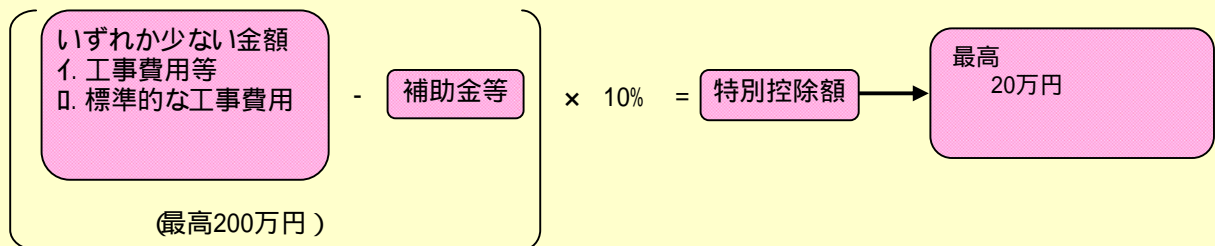
既存住宅の省エネ改修工事に係る税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について補助金等の交付がある場合、補助金等の額を控除した後の金額とされました。
(平成23年6月30日以後に契約する改修工事に適用)



(2) 既存住宅の耐震改修をした場合

既存住宅の耐震改修をした場合、適用対象となる地域の要件が廃止され、税額控除額の計算の基礎となる耐震改修工事の額について補助金等の交付がある場合、補助金等の額を控除した後の金額とされました。

(平成23年6月30日以後に契約する改修工事に適用)



注 これらの控除を受けるためには、所得制限他一定の要件があります。

[] 特定の事業用資産の買換え等の課税の特例

事業用資産の買換えの特例のうち、長期所有の土地建物等から特定の資産への買換制度については、平成23年12月31日で期限切れとなります。(注)

それ以外の制度については、縮小の上3年延長され、個人は平成26年12月31日まで、法人は平成26年3月31日までの譲渡に対して適用されることとなりました。

(注)平成24年度税制改正大綱の成立により、見直しの上延長される可能性があります。